

古紙等回収倉庫の貸し出し



古紙・古布の集団回収をしている団体を支援し、ごみの減量とリサイクルを進めるため、古紙等回収倉庫を貸し出します。

●対象団体

- 市内の次の団体
- ◇各区◇シニアクラブ◇子ども会◇スポーツ・文化クラブ◇PTA◇共同住宅の住民による団体 など

※事業所への貸与は不可

●貸し出し条件

- 次の全てに当てはまること
- ◇貸し出し後、5年以上継続して集団回収を行う見込みがある
- ◇過去5年以内に貸与を受けていない
- ◇倉庫を設置する場所が確保できる

※設置場所の所有者または管理者の事前承認の書面が必要

●貸出期間

倉庫の設置から5年間貸与中の回収実績により、貸出期間満了後に無償譲渡制度あり

●申込方法

電話
※申込後、必要書類を送付し、貸与条件を満たしているか審査します。

●注意事項

- ◇倉庫の設置に障害となるものの撤去や整地は、借りる団体で事前に行うこと
- ◇倉庫は借りる団体で管理し、補修や移動、撤去の費用は自団体に負担すること
- ◇古紙等回収以外の目的での使用、他の団体や個人などへの貸し出しは不可

●申し込みと問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(580)1889

家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務付けられています

家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)

引き取りはどやって頼むの？

●買い替えるとき 新しく購入する店に依頼

●廃棄するとき

- ◇購入した店か近くの電器店に相談
- ◇市の許可業者に収集を依頼
- ◇郵便局でリサイクル券を購入し指定引取場所に持ち込む

※許可業者や指定引取場所については、問い合わせてください。

料金はどのくらいかかるの？

●収集運搬料金 種類・引取先などにより異なります。

●リサイクル料金 990円(種類やメーカーにより異なります。)

リサイクル工場に運ばれたことを確認できるの？

リサイクル券の控えに記載されている「お問い合わせ管理票番号」で確認できます。

違法な不用品回収業者に廃家電を引き渡していませんか？

不用品回収チラシを投函したり、トラックや空き地を利用した不用品回収業者のほとんどは、市町村の許可を得ずに営業しています。無料回収と宣伝しながら、突然、高額を請求されることがあります。

また、違法に回収された廃家電の多くが、国内外で不法投棄されたり、不適正に処理されたりしています。廃家電は正しく処分しましょう。

小売業者の義務

- ◇過去に販売した家電、または家電販売時の同種家電の引き取りを排出者から求められたときの引き取り
- ◇引き取った家電の製造業者など(または指定法人)への引き渡し
- ◇リサイクル料金の公表
- ◇家電リサイクル券の交付・保存

●問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(580)1889

●問い合わせ先

家電リサイクル券センター
☎0120(319)640

